

蒲都市軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業のご案内

蒲都市では、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度以下の難聴児に対し、言語の習得や教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入費の一部を助成します。

対象者

○次の条件をすべて満たすことが必要です。

- ① 蒲都市内に住所を有する18歳以下の者。
(18歳の誕生日後最初の3月31日まで申請可)
- ② 両耳の聴力レベルがいずれも30デシベル以上であり、身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象にならない者。
- ③ 補聴器の装用により、言語習得や教育等における効果が期待できると医師が判断する者
- ④ 対象児の属する世帯に市民税所得割46万円以上の者がいないこと。



助成額

○助成額は基準価格(※下記の基準価格表をご覧ください)と補聴器購入費用のいずれか低い額の3分の2(1円未満切り捨て)。

※補聴器1個の場合36,000円、2個(両耳装用)の場合は72,000円が助成上限額となります(イヤモールドの費用含む)。修理については、この要綱に基づいて購入したイヤモールドのみが対象となります。

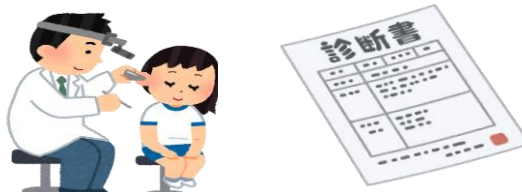
【基準価格表】(補聴器一個の場合)

主な補聴器の種類	基準価格	助成額	自己負担額	耐用年数
高度難聴用ポケット型	34,200円	22,800円	11,400円	原則として5年
高度難聴用耳かけ型	43,900円	29,266円	14,634円	
重度難聴用ポケット型	55,800円	36,000円	19,800円	
重度難聴用耳かけ型	67,300円	36,000円	31,300円	

※対象となる補聴器は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定に関する基準」に定める補聴器となります。

申請に必要なもの

- ① 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書（窓口で記入）
- ② 医師の意見書（※身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師作成のもの）
- ③ 補聴器の見積書（※意見書の処方に基づく、補聴器販売業者作成のもの）
- ④ 印鑑（※朱肉を使うもの）
- ⑤ 所得課税証明書（※蒲郡市で課税状況を確認できない場合は、対象児の属する世帯全員の所得課税証明書が必要です）



手続きの流れ

※補聴器購入前に申請が必要です。

- ① 意見書の準備 … 医師の診察を受け、意見書の交付を受けてください。
- ② 見積書の準備 … ①の処方を基に補聴器購入業者に見積書の作成を依頼してください。
- ③ 申請書の提出 … 申請に必要なものを蒲郡市役所子育て支援課へ提出してください。
- ④ 助成の決定 … 市の書類審査の結果、必要と認められた場合、申請者に決定通知書を、補聴器業者に助成券を送付します。
- ⑤ 補聴器の購入 … 決定通知書を受領後、補聴器業者へ補聴器の購入又は修理を依頼してください。納品後、補聴器業者へ利用者負担額を支払い、助成券に記名・押印してください。
- ⑥ 助成額の請求 … 申請者に代わり、補聴器業者が市に助成額の請求を行います。請求後、市は補聴器業者に助成額の支払いをします。

詳細は下記までお問い合わせください。

蒲郡市役所子育て支援

直通番号：0533-66-1108

FAX：0533-66-1187

Eメール：kosodate@city.gamagori.lg.jp